

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和7年6月25日

（ 照会者 ） 殿

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長

令和7年6月20日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」に該当せず、同法第3条第1項に規定する登録の必要はないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貸金業法上、「貸付け」には、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」が含まれており、必ずしも外形的に金銭消費貸借契約が締結されている必要はなく、貸金業法上の「貸付け」の該当性については、経済的側面や実態に照らして判断している。

照会のあった事例において、照会者が、照会者の主催するオークションへの出品を予定する事業者に対し、最低落札価格の一部相当額の売買代金の先払いを行うことは、「貸付け」に該当しないものと考えられる。

ただし、先払い代金の金額が出品事業者の信用力に依拠して決定される場合、不落札の発生を前提とするようなサービスの提供及び利用の実態がある場合、先払いサービスを利用する際に手数料を取得する場合又は先払い代金の支払からオークション実行及び精算までの期間が長期間となるような場合などには、照会者が貸付行為を行っているものと評価され貸金業法違反となるおそれがあることに留意する必要があるものとする。

以上